

奈良県告示第六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第七号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三（に）欄の五の項の規定に基づき、大和都市計画区域（桜井市の区域に限る。）のうち用途地域の指定のない区域の一部における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を定め、平成二十九年五月十九日から施行する。

なお、区域の区分及び制限の数値に係る図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課及び中和土木事務所並びに桜井市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾